

## 特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置について

課税層に対する特例減額措置とは、特定入所者介護サービス費（※）の利用者負担第4段階に該当する方（市民税課税世帯）のうち、以下の①～⑥の要件をすべて満たした場合、特例減額措置の適用を受けることができます。

※負担限度額認定証をお持ちの方は、所得に応じた自己負担の上限（限度額）を超える居住費及び食費の利用者負担があった場合、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。給付を受けるには、市への申請が必要です。

### ●次の①～⑥すべての要件を満たす方

確認事項	【対象者の要件】
<input type="checkbox"/>	①属する世帯の構成員の数が2人以上いること
<input type="checkbox"/>	②介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担していること
<input type="checkbox"/>	③世帯の年間収入から施設の利用者負担（1割（2割）の利用者負担、食費、居住費）の見込額を除いた額が80万円以下であること
<input type="checkbox"/>	④世帯の現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の450万円以下であること
<input type="checkbox"/>	⑤世帯がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していないこと
<input type="checkbox"/>	⑥介護保険を滞納していないこと

※世帯については、施設入所により分かれている場合は、入所前の世帯構成で判定します。

※世帯分離している配偶者についても、世帯の構成員として含めます。

※収入については、公的年金等の収入金額+合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除して得た額）で判定します。

※施設の利用者負担とは、施設サービス費の自己負担額、食費、居住費の年間合計額のことです。

※負債（金銭の借入れ、住宅ローン）がある場合には、預貯金等の合計額から負債の額を控除します。

※高額介護サービス費の支給見込みがある場合は、利用者負担額から控除して判定します。

※日常生活を営む上で収入を得るために最低限必要である資産（田、畑、店舗等）については、「その他日常生活のために必要な資産」とすることができます。

※介護保険施設への入所にあたって世帯分離した場合に利用者負担段階が第3段階以下になる場合には、本措置は適用されません。

## ●減額の適用

表面の対象要件③に該当しなくなるまで、食費または居住費のいずれか、あるいは、両方について負担第3段階の負担限度額を適用します。

【令和6年7月まで】

基準費用額 (1日あたり)	居住費	食費	第3段階② (1日あたり)	居住費	食費
従来型個室	1,668円	1,445円 →	従来型個室	1,310円	1,360円
多床室	377円		多床室	370円	
ユニット型個室	2,006円		ユニット型個室	1,310円	
ユニット型個室的多床室	1,668円		ユニット型個室的多床室	1,310円	

【令和6年8月から】

基準費用額 (1日あたり)	居住費	食費	第3段階② (1日あたり)	居住費	食費
従来型個室	1,728円	1,445円 →	従来型個室	1,370円	1,360円
多床室	437円		多床室	430円	
ユニット型個室	2,066円		ユニット型個室	1,370円	
ユニット型個室的多床室	1,728円		ユニット型個室的多床室	1,370円	

※ショートステイを利用する場合には、この特例措置は適用されません。

## ●申請に必要な書類

特例減額措置の適用を受けるためには、下記の書類（配偶者及び全ての世帯員分）が必要です。下記の書類（1）～（5）以外に申請に必要な書類の提出を求められる場合があります。また、必要な書類に不足がある場合、申請を受け付けることができません。

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (2) 特例減額措置に係る資産等申告書
- (3) 施設における利用料、食費、居住費がわかる契約書等の写し
- (4) 全ての世帯員及び配偶者の所得金額を証する書類（所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書等）の写し  
 ※申請月が属する年（1月1日以降）やその前年に転入された方など所得状況が市で把握できない方のみご提出をお願いします。
- (5) 全ての世帯員及び配偶者等の状況が確認できる書類（預貯金通帳等）の写し

【問い合わせ先】 河内長野市介護保険課      電話：0721-53-1111（代表）